

第2回滋賀県子ども若者審議会 青少年育成・自立支援検討部会 概要

1 開催日時・場所

令和元年8月28日（水）9時30分～11時30分
大津合同庁舎7D会議室

2 出席委員（五十音順、敬称略）

安部 侃、藏田 光秋、多胡 重孝、西澤 昌人、皆川 香織

3 議題

青少年育成・自立支援検討部会報告書（案）について

（事務局） 滋賀県子ども若者審議会規則第5条第7項において準用する第4条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となる場所、委員数9名中5名（1名は遅刻連絡あり）が出席していることから、本部会は成立していることを報告。

（事務局） 資料、参考資料により第1回部会で出された意見を受けての対応、ならびに青少年育成・自立支援検討部会報告書（案）について説明。

（部会長）前回の続きの質問でも、御意見でも結構です。よろしくお願ひします。

（委員）前回の「非行少年の再非行」の件については御意見申し上げたが、せっかく関係機関がお集まりいただいているので、前回説明しきれなかった部分について話をさせていただきたい。前回の資料でもあったように、滋賀県における再非行率は全国平均を上回っており非常に危機的な状況である。今年の1月に大津少年鑑別所の前所長と意見交換をした時に、前所長が「滋賀県の非行少年はいい子ばかりだ。ただ、一部の友だちが少ない子どもが繰り返し非行をしていて、これが結果的に滋賀県の少年の再非行率が全国を上回っている」というお話をいただいた。私なりに今までの経験の中で気がついたことが2点ある。一つは、家庭裁判所が、少年が非行に至る背景、原因について次のような考察をしている。昭和の時代の非行少年と平成の時代の非行少年とに分けてみた時に、昭和の時代の非行少年は非行に至る背景として、「関係性の病理」があると言っている。これは地域の不良少年や学校の不良の先輩等によって、非行することに巻き込まれたり、勧められたりして結果的に非行に陥る。ただ、非行に陥るだけではなく、それを繰り返しやっているうちに、一端の非行少年としてあるステイタスが得られてくる。これを「キャリア形成型非行」と家庭裁判所は定義している。一方、平成になってからは「内面性の病理」と捉えている。

これは、非行少年一人ひとりが心の中に持つ悩みや葛藤、これを非行を通じて解消していき、結果として非行に陥る。ただ非行に陥った結果として家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所などのいわゆる専門機関と関わるようになって、自分自身が持っている問題性に本人が気づいて立ち直っていく。いわば「一過性の非行」であると言える。これを今の再非行を繰り返す少年にあてはめて、前所長が言ったことと考え合わせると、今、令和の時代ではあるが、昭和の時の「キャリア形成型非行少年」が生き残っていて、これをやっている可能性が強い。逆に言えば、漠然と非行少年の再非行を防止するというのではなくて、絞り込んでピンポイントで対応することが必要ではないか。これが感じたことの一つである。二つ目は、欧米においては、非行少年の指導・教育のために統計的手法を使って非行予測をしている。日本はそういうことをすることはなかったが、7年前に法務省が「法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)」を制定して、全国の少年鑑別所で運用している。ここでは、統計的手法において、再非行の予測を数値で表している。このデータを少年が少年審判で保護観察になった後、それぞれ関係する機関、具体的には保護観察所、少年院、家庭裁判所にMJCAを送付している。それぞれの機関はその数量化されたデータをもとに、指導や矯正教育など、その後の見守りに活用している実態がある。その結果として、具体的に再非行率は平均40%を越えているが、保護処分になった少年の再非行率は20%台前半となっている。これは必ずしもMJCAによって予測された再非行をもとに処分しているからとは言えないが、データをもとにしっかりと立ち直りのための計画をしていくということになる。そういうところの手法を使って、前回の時に高校を中退した再非行している少年をとりあげたのは、具体的にターゲットを絞って取り組んでいくことの必要性を申し上げた。この考え方は今後の各地区で行われている高等学校生徒指導協議会などでも先生方にお話して、参考にしていただきたいと思っている。

(部会長) 法務省MJCAのデータは事務局では持っているか

(事務局) データ等は持っていない。

(部会長) 次の方に移っていきたい。各委員から御意見はありませんか。

(委員) 平成22年に子ども若者育成支援推進法(子若法)に出会って、その法律に魅せられてしまった感覚が自分の中にはある。報告書案の中で捉えていただいている子若法について、「ネットワークを充実させて」というようなことが一言しかなかったような気がする。連携のことやネットワークのこと、ワンストップの窓口を作ること、秘密保持義務のもとで安心して相談できること、いろんな情報共有がしやすくなることなど、それらは今までから本当は求めてきたが、協議会や会議などで、スローガンとしては掲げているが、もうひとつ中身が伴わないで連携などと言葉だけで終わってしまうように感じてきた。

学校にいた時も地域と連携などと言ってはいたが、もうひとつ進まないというイメージがあった。なぜ子若法を制定したのかについて、子ども若者を巡る状況が大変厳しいというものとなっていた平成 21 年のこととか、近年、子ども若者を巡る環境が悪化していることと、これまで必ずしも十分光が当たってこなかったこの問題がある中、やっではないかことをやってしまったり、元気なくしてひきこもったりしているその子をどうするかということよりも、全体の体制を見直していこうという意図が今の言葉の中にはあるのではないかと思っている。子若法が制定された一番の意味というのは、若者支援を確立すること、「若者って元気だよ。なぜ支援が必要なの？」というような感覚の中で今までできていたものを、若者を福祉サービスの対象として明確に規定した法律だとおっしゃる方もいる。「青少年行政の転換」という意味合いのことも言われているが、「社会に居場所をなくした子どもたちのための法律だ」という見方もある。補導して矯正や指導や学習とか、私たちの啓発のための研修であるとか、今までやってきたことについて評価するところは評価するが、それよりもいろんな人と関係を紡いでいくための場所や機会が必要であるという、子ども若者観の転換についての部分が記述の中に見当たらずに気になる。そのような目で見ていくと、最初は「困難を有する子ども若者」という言い方をしていたのが、他の研修会や学習会で聞いていると、この頃は「生きにくさ、悩みを抱えている、困難な状況や社会的に不利な状況におかれているという言葉、この言葉の方がしっくりくるかなという気がしている。子ども若者をどう見ていくかという根本のところ、他の部会と共有できているのか気になっている。それによって子どもたちとの接し方も変わってくるだろうし、先ほど児童の権利に関する条約の話もありその通りだと思うが、現場で彼ら彼女らと接するとき、その子の本音と出会えるまで、ものすごく時間がかかるし、最後どこかで自己決定する機会を保障しながら対応していかないとまくいかないとことを思った。自分も反省していることでもあるが、学校には、固定観念みたいなものがあって、それに子どもたちをあわせるようにしてきたと反省している。この頃、福祉もそうではないかと思っている。福祉の専門性で考えると「当然こうでしょ」というようなものが押しつけられているのではないかと思う場面もある。子ども・若者がいろいろな知識や技術を身につけて、今までの社会の制度に乗っかっていけるようにしていかなければならないと思っような、逆に言えば、訓練主義的な方法で彼らを更正させたり社会参加させるという流れがまだまだ根強いように感じる。今、支援企業に対しては、「若者のペースと企業の願いをマッチングさせて、それをつないでいくような感じで」とお願いしている。

「スモールステップでだんだん慣れていきましょう。」というのではなく、その子のその時の気持ちを聞きとっていただいて、そういうことを受け入れていただいている企業がある。

求人を出してもどんどん来てくれるという時代ではないということを考えた時に、そういうタイプの子が、一人ではダメだけれど、「続けて三日間しか働かないよ。」という子が二人別々に来てくれたらそれで一人分になる。支援企業にはそういうことを考えてやって

いきませんか、ということのお願いもしている。そうした関係ができるとうまくいかなくなった時に、ポンと辞めてしまわずに、事業主の所に本人と一緒に行って、「こういうこと言っているんですけどどうですか、何か方法ないですか。」などと相談するようにしている。

いろいろな人がいるということ的前提にしたものになっていくと嬉しい。そのあたりが、単なるスローガンではない部分、連携の質を深めるとか、支援の質を深めるといふところを考えた時に、そのような考え方は大事になってくるのではないか。毎日試行錯誤だが、そのように試行錯誤で揺れていることが、実はものすごく大事なことだろうと思う。

(部会長) 各人にあつた、トータルして考えないといけないが、うまくマッチングしていくように考えなければならぬというお話だったと思う。専門的なお話の部分ですし、大切に提案を聞いておりました。ありがとうございます。就労の合う・合わないという話が出てきましたので、どうでしょうか。

(委員) 今の話で、「流れ作業は合わないけれど、出荷などの方がやりたい」というような希望が本人から出てくるのであれば、中学校の場合、進路の先生にお話をさせていただいて、職業安定所の方は三者で相談をしていく。本人に合う求人を開拓していく取組などもさせてもらっているし、本人や家族の意向を踏まえた形での希望で対応している。

(部会長) お母さんの立場からどうでしょうか

(委員) 前回申し上げたことに対して丁寧に対応していただき、ありがたく思っている。報告書案では、学校教育の中で保健体育などを通じて健康の面でも取り組んでいくと書いていただいているが、19ページの「健やかな体を育む」の中で、なかなか難しく、やりにくい問題ではあるかと思うが、私は「性教育」について気になっている。男子も女子も自分の体を健康に保ち、自分の性を大事にしていくことが恥ずかしいことでもなく、自分の性を大事にして健康に生活していくという点で日本の性教育は少し足りないように思う。自分の体を大事にしていくということは、全員がそうではないと思うが、ひとり親家庭のあり方やひとり親になった過程の中で、お互いを大事にするということも含めて、関係してくるのではないかと思う。非行少年のことに関しても、なかなか大変なお子さんの中に家庭に居場所がない子もいるという話もある高校で聞いた。そのような面も含めて、自分の体を健やかに保つ、心も健やかに保つということを大事にするというところで、性教育も含めて国の方で取り組んでほしいと思う。

(部会長) 今までのところで、事務局としてお話ししておくことはないか。

(事務局) ありがとうございます。先ほどのお話ですが、その人その人の子どもの希望に

応じた就労の支援が出ていたが、配布した報告書案の 17 ページの「計画の目指す方向（基本的な考え方）」を記しているが、その中の「若者の社会的自立、職業的自立の促進」に「若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援します。」という方向を考えており、個々の能力・適性に合った職業、希望に応じた職業を選択できるような支援を考えていきたい。

（部会長）ありがとうございます。他にありませんか

（委員）先ほど委員から、どのような方向で取り組むのか、子若法が制定された時の趣意の中に、「困っている人たちに対して、冷たい眼差しがある行政を脱するために、この法律ができる。」とあった。子若法ができる前、内閣府の「青少年育成施策推進大綱」の中で、「大人が目線で施策をしない、子どもの視点で考える。」ことにアッと思った。また先ほどの連携の問題だが、縦割り行政が依然として跋扈しており、それを何とかクリアしたいというのが平成 20 年に改正された大綱であるが、やはり子若法に基づく地域の子若協議会がまだまだできていないところを見ると、それぞれの自治体が依然として縦割り行政の中で子どもたちを見つめているのかなという気がしている。具体的には、県内のある市の庁舎が移転して、子どもの立ち直り支援をしていた部署が新しい庁舎に移った。しかし新しい庁舎に移った時に、そこに相談室などがなく、子どもたちの個人情報話す場がなく、大部屋で話し合わないといけなくなった。いったい何を考えて移転をしているのか。結局は役所の都合で物事を進めている。それが依然としてあるように思う。個々にいろんな施策を立てることもいいのだが、青少年育成施策推進大綱がわりと子どもの目線でとはっきり書いているところを見ると、基本的にどういうスタンスで臨んでいくかを明確にしておくことがいいのではないか。

（部会長）どんどん話していただきたい。

（委員）性教育の話が出ましたが、平成 17 年頃、文科省と厚労省がどこまで教えなければいけないかということで考え方に差があったと記憶している。

ある学校で、避妊具の使い方まで教える授業がなされ、県の保健体育課から、そこまで指導しなさいとは言っていない。エイズの予防も含めて、避妊具が有効とは書いているが、その使い方まで教えなさいとは書いていないとご指導いただいたことがある。当時、活気的な取り組みであったから新聞に載ってしまって、問題になったことがあって、その時の「性教育の手引き」には避妊具の使い方の指導事例が載っていて、ここに載っているじゃないですかと意見を交わしたことがあった。それ以降、性教育の手引きを見ていないのでどうなっているか分からないが、保健体育課にたずねていただいて、現状を踏まえた対応ができるよう方向付けが必要かと思えます。

(事務局) 先ほどの委員の意見を頂きました、健やかな体に育つ、自尊感情に繋がるところで、大事な支援だと思います。ありがとうございます。

(部会長) 色々な問題が出てくる。表に出ているもの、内面的なものといったお話を頂いているが、非行などについて、具体的に何かないか。昭和、平成、令和と来て、特に最近、内面的な問題が大きいと感じている。昭和は体で表に出てきた。しかし、今は中に入って表からは見えない。その辺りはどう感じられるか。

(委員) 変な言い方だが、今を生きる子どもたちのエネルギーの乏しき、それが反映しているのではないかと思う。昭和の時代は体で表現し、それだけのエネルギーがあった。ところが、平成になると、安全・安心という地域防衛の考え方が広がり、子どもたちがある意味で萎縮し、結果的に内にこもり、内面的な問題を抱えている。令和になって数か月なのでこれからどうなるか分からないが、子どもたちのエネルギーの乏しきは非常に気になる。非行少年は激減し、まさに、悪いことをしようという子がなくなった。逆に言えば、問題を抱えれば、それを行動に出せるのに自分の内面に抑え込んでしまっている。平成の時はその抑え込んでいたものが、非行という形で解消し、その機会に支援や指導を受け、一過性の非行で終わっていた。今は非行をしなければどうやって行くのかという不安がある。

(部会長) 今の話を聞いていると、今の子どもたちは悪い奴はいない、そんなことはないかな。実例はないかな。

(委員) 悪い奴はいないということだが、そういう風にしか表現ができないのではないか。元気がなくなった不登校やひきこもりも、根っこを見れば元気すぎる者と一緒じゃないかなと思うし、それをどういう形で表現しているかのちがいでないかと思っています。

起こっている事件は極悪非道であるが、一つの事件が起こった時に、8050問題が出てきたり、窮屈な生活を送ってきたのではないかと、立場上で相談ができなかったのではないかと、どういう背景があるのだろうか話が話題になるようになって、少し考え方が良い意味で変化してきたと感じています。どこかの段階で誰かが関わることができたら、このような悲しい事件にはならなかったかもしれないと思ってしまう。

あすくるがたまり場になってはいけないよ、と言われたことがあって、そうとは思うものの、一時たまり場としての機能も大事なのではないかと思う。あすくるで初めて出会ったからといってすぐうまくいくはずもなく、向こうは牽制球を投げるし、こちらも投げ返す、という段階を経て、初めて支援に繋がっていく、たまり場文化のようなものが、市民権を得るようなことも必要かと思う。

(委員) 悪い奴はいないというわけではないと思う。再非行しているというのは確実に刑法に触れている。そういう意味では悪いことをしている。ただ、全体的に見ると囲い込まれて少なくなっており、その意味では悪い奴は少なくなっている。気になるのは、「ポリ鬼」という警察官をからかう行為で、かつてはそんな非行は無かった。警察官は権威のある者なので子どもがからかうなどとは考えられなかった。ところが、数年前から交番の前で騒音を立てたり、花火を打ち込んだりして、交番にいる警察官が追いかけてくるのを楽しむといった、従来からの悪い子ではないが社会規範を無視したり、馬鹿にすることによってイキイキする子が増えているのかなと思う。勿論、そういった行為は違反になるが、全体的な数字には表れない。ある部分が減って、ある部分が増えている。増えているのが社会規範を軽視するような子どもたちなので困る。次に、たまり場については非常に大事だと思う。たまり場は、子どもたちの抱える問題に応じて、あった方がいい。今、息苦しさを感じていて、それを分かってくれる人達がいるところへ行きたいという考え、それは、前回申し上げた草津のNPOがやっている。一方、非行少年と認定された子にとって、あすくるがたまり場として機能している、単に立ち直るだけでなく、自分自身で立ち直っていくためにその子が強くなるような、息抜きできるようなたまり場は大事だと考える。行政がやるには数に限りがあるので、意見書で挿入していただいたようにNPOがその役割を果たしてもらいたい。社会全体が、子どもたちにとって息苦しさをできるだけ感じないような優しいものを作っていくのが大事だと思う。

(部会長) 私も子ども会に携わって長い。今の子どもたちを見ていると、自分たちで、居場所を見つけられない、作ってもらわなければならないという状況になっている。居場所を作るために大人はどうするのか考えなければならない。みんな、と言うと語弊があるが無関心である。極端な話だが、我さえよければいいと思っている。子ども会の信条として、「子どもは地域で育てる」ということでこれまでやってきた。県の子ども会で16年間、ずっと言い続けてきたが、今、「地域で子どもは育てない」と露骨におっしゃる方がいる。なぜかという話合いはしていないが、私は、人との関わりが下手、言葉を変えると人に弱いということが言えると思う。子どもも弱い、大人、親も人に弱いというイメージがある。、内面的・外面的含めて、生きる上でどう手を繋ぐのか、どう助け合うのか今の子どもたちに欠けている。学校の放課後の居場所作りなど、周りは居場所を作ろうとして一生懸命やっているが、居場所は自分らで作っていかうという部分が欠けているのではないかと思っている。少し、皆さんと意見が違ふかもしれないが、少子化などで子供は大切にというのは分かるが、大切にしすぎかなと言う感じを受けている。次に、中高生の就労の現状についてお聞かせ願いたい。

(委員) 令和2年3月卒者の中学校の就職はこれからであるが、例年、就職希望者は一桁

ぐらいの少なさである。令和2年3月卒者の高校生は、昨年より、就職希望者が多くなっている状況であると記憶している。理由は、非正規で就職できなかった親御さんたちが、好景気や人手不足などから大企業からも求人が出てきていることや労働条件も良くなってきている求人があるため、それなら今のうちに就職した方がいいという考えがあるのだと思われる。高校の求人数は6月末だが、求人も昨年に比べて上回っていると記憶している。就職状況については、平成30年3月卒者では前年よりも良くなっている。

(部会長) 県内の就労はどうだろうか。

(委員) 県内の就職を希望される生徒は多いと聞いているが、本社が大阪や東京で県内に工場等をもっている事業所への就職を含めると大半は県内を希望すると聞いている。

(部会長) 県内の就労は、企業だけでというわけではなく、農業、林業、滋賀県なら漁業がある。しかし、田んぼがアパートに変わるなど、先が見えないと言うんじゃないか。こういったことが若者にどう影響するのか、若者はどう考えているのかというところが、最近特に気になる。子どもたちは、農業や林業などのしんどいことはできないと言っているが、基本的なところがなくなってくると本当の子ども・若者の育てが出来ないんじゃないかと悩んでいるところである。

(委員) たまり場文化などの居場所を社会全体が寛容な場所を築くのは良いことだと思う。一方で、子どもたちが居場所を作る意欲に欠けているという話を聞いて、確かに昭和の逞しい子どもたちから見るとそうであり、昔に比べて空気を読む優しい子どもたち、思いやりのある子どもが多く、言葉をうまく選んで話す子が多い。優しい子どもたちや非行に走る子どもたちに寛容な居場所を大人が作ったとしても、そこで生きる意欲、何かをしようという意欲を大人が育て、人との繋がりを大人が見るのは難しく、個別にやり方がある。生きていくために人と関わる、繋がる、学べるといった大人と一緒に社会全体で子どもたちを寛容に見ていく場所を私たちも考えたいと思った。

(委員) 様々な取り組みの限界を認識しておく必要である。どこにも居場所がないと感じてきた子どもたちは、どれだけ説諭しても通じないところがある。ネット環境の中で繋がり、自分と同じように感じるとそこに走る、そういう意味で、たまり場、居場所機能が大事だと思う。補導活動をする場合も居場所機能が大事ということが感じられるようになると、声の掛け方などに厚みが出てくる。活動のサポーターとして来ていただき、やんちゃ系の子ども、非行系の子どもに接していただいているが、その子たちをどう見るかというところに厚みが出てくる。

少年センターとあすくると子若の窓口が順番に併設されたようになっているが、それが

一体のものとして考えていくとそれぞれが相乗効果なようなものでまとまっている。どこにも居場所がないと感じている子どもや若者たちが、急速に普及したネット環境の中で、安易で無防備な出会いや薬物に心の安らぎを求めてしまうケースもあり、今後もそういったことが懸念される。

(部会長) ありがとうございます。ご経験の中から話をさせていただきました。私からも提案をしてみたい。今は、7人に1人が貧困、6人から7人に変わった。こういう世代に体験されて、子ども食堂などやってもらっているが、その辺はどうお考えか、何がいいのかといった部分で皆さんの意見を頂きたい。

(委員) かつては貧困が非行の背景にあると言われていた。その貧困を生み出すものが何かと言うと、両親が揃っておらず、収入が少ないといった背景であった。そういう時代があったが、高度経済成長期を境に少年院に来る子らの家庭は中流となり、両親健在の家庭が増えてきた。そうすると必ずしも非行の原因はかならずしも貧困だけじゃないと思われたが、またここ10年ほどで一人親世帯が増えてきた。管元総理が所信表明演説で貧困と孤立化について触れている。そういう意味では貧困は少年にとっては非行にはしる原因ではある。最近の子の背景を見ると、自分が社会の中でどのようなポジションにいるのかわからない、自己肯定感の低い子どもたちが多いような気がする。こんな自分でもいる場所があるんだと思えるようにしてやるのが大事なかなと思う。ただ、もともと自己肯定感の低い子に一気に自信を持つというのは無理なので、やはり、ある意味同じような子どもたちがいて、その中で自分が少しずつ成長しているんだと感じられるようなことがあれば良い。そういうふうに少しずつでもよいから自己肯定感を高めていくことが、結果的には貧困問題を解決することにつながるのではないかと思う。

(部会長) 各委員の方、貧困のことに御意見があればお願いします。

(委員) 貧困とは経済的な意味合いだけではなく、人とのつながりがないとか、孤立しているとか、そういったもの全て含めての貧困ということかと思う。

(委員) 昨年か一昨年の子ども若者審議会の場合でも申し上げたが、以前中学校のPTA会長をしていた時に、1/7程度の家庭で収入が少ないため、PTA会費を返還したことがある。それで不幸だとか幸せだとかいうのは別問題であるが、仕事の関係で夜働いているお母さんもいて、家庭に子どもだけという家庭も実際に周りにある。昭和のバブル期とは全然違い、共働きの家庭も増えているし、そうしなければ生活は苦しい。実際に貧困家庭の人も私の身近にいるが、いったん女性が家庭に入って仕事を離れてしまうと、再就職は難しく、思った収入が得られない。さらにシングル家庭となってくると本当に厳しい状況の家庭もあ

る。同じシングル家庭でも、男性のシングル家庭では、お父さんが割と PTA 活動にも参加してもらえるが、女性のシングル家庭では活動に出てこれられない方が多い。それは暮らしが大変だからだろうと思う。

(部会長) 共生社会ということで考えると、各学校に障害を抱えた子どもが在籍する特別支援学級があると思うが、そこに在籍する子どもたちを、学校だけではなく地域でどう支援していくのか、「支援する」と言葉でかかれてはいるが、具体的にどう支援していくのか、御意見がありましたらお願いします。わたしは地域でそういった子どもたちの対応もさせてもらっているが、その子らも同じ地域の子なので、仲間外れにしないということ大切にしている。キャンプに行くこともあり、途中までは車椅子で行くことになるが、途中からはみんなで、力の強い子たちが手助けをしながら山を登る。本人たちは非常に喜んでいる。4年生は崖に近づいても、体験したことがないので恐がることはない。5年生になるとちょっと恐いと感じるようである。6年生になると我々大人が近づいただけでも「そっち行かん」と言うようになる。そういう子どもたちも地域の子どもとして、もっと広く見ると滋賀県の子として、疎外しないように、健常者と同じように体験をさせるようにしている。他にも神輿を出すときには、子どもたちが車椅子で後ろをついてくる、そんな体験もさせている。

私の体験談ということでお話ししたが、地域で疎外しないということもなかなか手間がかかることであるが、そこは頑張って、絶対にやる、大人がやる、ということでやってきた。

(委員) 私もあすくろに関わっているが、よくあすくろの職員から、「たしかにあすくろは困っている子の支援する機関であるが、保護者に関して、自分の子の支援をあすくろに頼んでしまうと、親としての責任がなくなったような、任せておいたらもう安心だということで、積極的に子どもとの関わりを持とうとしない保護者の方が少なくない」という話を聞く。しかし基本的に親子関係の問題については、親も保護者として関わってほしいと私は思っている。そういう意味では、支援の対象者は少年であるが、親子関係について十分に理解していない保護者についても支援をしていく、そういう中で保護者としての責任を感じてほしいと思うケースが多々ある。

(委員) 保護者には一緒に来ていただくようにしているが、保護者によっては、本当に自分のことでしんどいのかなという人もいる。そのような場合には、子どもの意見を尊重して、その子の意思で生きていけるようにステップアップしていく方向性を出した方がいい場合もある。生活困窮者自立支援法の中では、我が事まるごととして家族まるごと面倒見たいこうという動きがあり、それも大事なことだと思う。

共生社会のことで、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、インクルーシブ

教育の部分について、合理的配慮というキーワードがある。県ではそれに関する条例ができたと聞いている。条例ができたということはかなりシビアにやっていかなければいけないということだと思うが、それに関してまだあまり知られておらず、浸透していないように思える。

(事務局) 4月1日に一部施行し、10月1日から本格実施の条例となっている。国の障害者差別解消法を受けて、国の方では規定がないような部分を上乘せする形で、企業に合理的配慮を求めたり、義務にしたりする条例である。4月からいろんなところで啓発活動や、出前講座、県庁でのシンポジウムなどの取組みもし、現在啓発に努めているところである。共生社会といっても範囲が広く、まだまだ浸透しきっていない部分もあると思うが、10月からの本格実施に伴い、相談員を設置することも始めていくので、一気にみなさんに知っていただくのは難しい部分もあるが、地道に取組みを進めていく。

(委員) 国の方でも障害者の合理的配慮を企業に周知するなど、まだまだ浸透してはいるが実施はしているということを補足させていただく。

(事務局) 現状を踏まえてどういった取組をしていけば非行などを未然に防げたり、生きづらさを感じない世の中になる、またこういう施策が有効である、といった御意見がございましたらよろしく願いいたします。

(委員) 冒頭事務局の方から、一部追加したという話があった22ページ上段、非行少年の立ち直り支援の最後の部分を具体的に展開していただけたら、今の話が実現すると思われるので、県の方で頑張ってください。

(部会長) 各委員の方は、今後「考えたがこうであった」というようなことがあれば事務局まで伝えていただけるようお願いしたい。

(委員) ちょっとした表現で伝わるものと伝わらないことがある。やはり今の子ども若者をどう見ているのかということ全体で認識して、総論として押さえておかないと、それぞれの分野で違う土台に乗っていたら話がかみ合わないことになるので気を付けていただきたい。若者も福祉施策の対象としていかなければならないところがある、過去の青少年行政ではなく、居場所だとか人と交わるということ、背景を踏まえた対応が必要であるということなどを、きちんと書き加えたいので動いていただきたい。この部会は、子どもや若者をどのように認識するかをしっかりと押さえる部会ではないかと思っています。

最近、福祉の専門性というと素晴らしいが、やり方によっては押し付けになってしまい、怖いと思えるところがある。教育の世界でもそうである。それだけじゃない部分の意見も

汲み取れるような、根底に置いておかなければいけないものはどこかに書き込んだうえで、それぞれの地域にあった工夫ができるような方向性が示せればと願っています。

(部会長) では他に意見が無いようなので、閉会としたいと思う。青少年育成部会は本日で最後であるが、今日出た意見も含めて最終の報告とし、事務局と私と最後の詰めをさせていただきたい。では進行を事務局に返します。